

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小松久利
登録番号又は法人番号	74150289
所属する単位会	長野県行政書士会
事務所所在地	長野県茅野市金沢4171番地
処分年月日	平成30年10月9日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	会費滞納による
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 (会則の遵守義務) 第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日行連会則 (法令、会則の遵守等) 第62条 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</p> <p>長野県行政書士会会則 第85条の4 本会は、納付すべき会費を正当な理由がなく6か月以上の期間、滞納している会員に対し1か月以上の期限を定めて、会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により、催告を行った後、定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、綱紀委員会を開催し、その者の会員として業務を継続して行う意思の有無を確認のうえその意思がないと認められる者に対しては廃業の勧告を行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による綱紀委員会の開催後、なお3か月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして廃業の勧告を行うものとする。</p>